

# 平成26年三重県議会定例会

## 予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

### ◎議案事項

#### 議案第3号

平成26年度三重県一般会計予算について

(県税収入予算について)

..... 1

#### 議案第21号

三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例案について

..... 2

#### 議案第41号

三重県税外収入通則条例の一部を改正する条例案について

..... 10

#### 議案第103号

平成25年度三重県一般会計補正予算(第8号)について

(県税収入補正予算について)

..... 12

### ◎所管事項

1 平成26年度税制改正について

..... 14

平成26年3月13日

総務部

◎議案事項

議案第3号

平成26年度三重県一般会計予算について  
(県税収入予算について)

平成26年度県税収入については、2,213億2,800万円で、平成25年度県税収入当初予算に比べ148億5,400万円（前年度比7.2%増）の増収になると見込んでいます。

主な要因は、法人二税が政府の経済政策、円安進行による法人業績への影響による増により66億8,200万円（前年度比16.2%増）の増収、地方消費税が税率引き上げによる増により65億5,900万円（前年度比17.8%増）の増収、個人県民税がみえ森と緑の県民税、復興関連の臨時特例措置等による増により34億7,200万円（前年度比5.5%増）の増収になると見込んでいます。

一方、自動車取得税は税率引き下げによる減により14億9,200万円（前年度比42.6%減）の減収になると見込んでいます。

(単位：百万円、%)

税目	25年度 当初予算 額 (A)	26年度 当初予算 額 (B)	比較 (B)-(A)=(C)	前年度比 (%) (C)/(A)	26年度 税制 改正による 影響額	主な増減理由 (26年度当初 / 25年度当初)
個人県民税	63,540	67,012	3,472	5.5		みえ森と緑の県民税、復興関連の臨時特例措置等による増
法人県民税	9,218	10,139	921	10.0	△ 87	政府の経済政策、円安進行による法人業績への影響による増
県民税利子割	1,345	1,329	△ 16	△ 1.2		公社債に係る利子等の減
個人事業税	1,701	1,803	102	6.0		個人事業主の所得の増
法人事業税	32,133	37,894	5,761	17.9	△ 247	政府の経済政策、円安進行による法人業績への影響による増
地方消費税	36,903	43,462	6,559	17.8	△ 16	税率引き上げによる増
不動産取得税	3,844	3,914	70	1.8	△ 1	不動産取引の増
県たばこ税	2,272	2,210	△ 62	△ 2.7		消費数量の減
ゴルフ場利用税	1,947	1,909	△ 38	△ 2.0		利用人員の減
自動車取得税	3,500	2,008	△ 1,492	△ 42.6	△ 1,552	税率引き下げによる減
軽油引取税	21,793	21,575	△ 218	△ 1.0		軽油消費量の減
自動車税	28,094	27,885	△ 209	△ 0.7		課税台数の減
鋳区税	4	4	0	0.0		
狩猟税	39	38	△ 1	△ 2.6		
産業廃棄物税	141	146	5	3.5		産業廃棄物の搬入重量の増
県税計	206,474	221,328	14,854	7.2	△ 1,903	
地方法人特別譲与税	24,613	30,032	5,419	22.0	△ 295	全国税収の増
合計	231,087	251,360	20,273	8.8	△ 2,198	
法人二税	41,351	48,033	6,682	16.2	△ 334	
法人二税+地方 法人特別譲与税	65,964	78,065	12,101	18.3	△ 629	

## 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例案について

### 1 制定の目的

県が有する債権の管理及び私債権の徴収に関し必要な事項について定めることにより、債権の管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政の運営に資するため、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例を制定するものです。

### 2 主な制定内容

#### (1) 債権の管理の基準及び管理の体制

債権の管理の基準を定めるとともに、知事及び公営企業管理者の債権の管理の体制の整備並びに債権の管理に関する事務の処理に係る手続の整備について規定します。

#### (2) 私債権の徴収の手段等

ア 私債権の徴収の手段について規定します。

督促、遅延損害金、強制執行等、履行期限の繰上げ及び私債権の申出等

イ 私債権の徴収の緩和の手段について規定します。

徴収停止、履行延期の特約等、免除及び私債権の放棄

#### (3) 報告等

報告及び情報の提供について規定します。

※議会への報告の運用（案）については別紙参照

### 3 関係条例の改正

三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例について、所要の改正を行います。

### 4 施行日

平成26年4月1日（遅延損害金については平成27年4月1日）

「三重県債権管理及び私債権徴収条例（仮称）の制定について（案）」  
 「三重県税外収入通則条例の改正について（案）」に対する意見募集  
 の結果について

意見募集期間：平成25年12月19日（木）～平成26年1月17日（金）

寄せられたご意見：1件（郵送）

お寄せいただいたご意見とそれに対する県の考え方について、下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

今回ご意見をお寄せいただきました方のご協力に厚く御礼申し上げます。

該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
「三重県債権管理及び私債権徴収条例（仮称）の制定について（案）」 「三重県税外収入通則条例の改正について（案）」 共通の意見	県が徴収できていないお金はどれくらいあるのでしょうか。 まじめに支払っている人（あたりまえの話ですが、）から見て、不公平にならないよう、条例をつくって、きちんと県が取り立てをすることには賛成です。支払いに応じない人が得をするようなことがないようにお願いします。 履行の延期等の規定があるようですが、支払い能力がある人には厳格に運用する一方で、事故、災害などやむを得ない事情がある県民に対しては、強制徴収することがないように適切に運用してください。	平成24年度末現在、「徴収できていないお金（未収金）」は公債権約24億円、私債権約43億円、合計約67億円となっています。 この未収金の解消にあたっては、期限内に納付された方との間で不公平にならないよう、条例案が成立した後は、それぞれの条例に則った適正な回収に取り組んでまいります。 なお、ご指摘のありましたやむを得ない事情がある場合には、条例で定められた範囲において、分納など必要な対応をとることとしています。

三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例案と既存条例の関係（イメージ）

債権徴収の基本となる考え方 〔各種法令において定められている手続きの再確認〕			
債権 の 区分	公債権		私債権
	強制徴収公債権 (分担金・過料・使用料・手数料等)	非強制徴収公債権 (使用料・手数料等)	(貸付金等)
	例：産廃行政代執行費用 児童措置費負担金	例：生活保護返還金 恩給・扶助料過払金	例：中小企業者等支援資金貸付金 母子寡婦福祉貸付金
徴収 手続	◎督促の規定 〔自治法 § 231 の 3 (公債権)〕	◎自力執行権のない債権=債権の管理 及び私債権の徴収に関する条例の例による (裁判所の関与が必要・強制執行)	債権の管理及び私債権の徴収に関する条例で規定 ●督促の規定〔§ 240・自治令 § 171 (私債権)〕 ●自力執行権のない債権 (裁判所の関与が必要・強制執行)
	◎自力執行権のある債権 =県税関係の法律等の例による (強制徴収可能)	◎税外収入通則条例による 延滞金の徴収及び免除・罰則	●遅延損害金の徴収及び免除を規定 ※既定の違約金の定めがある場合を除く
整理 (放棄) 手段	※5年経過により強制的に債権が消滅。		●債権放棄の要件を規定 ※2年～10年で時効の期間が経過し、かつ時効の援用を行わなければ消滅しない。
	◎税外収入通則条例による 徴収猶予・減免		◎個別の貸付金条例等において免除・減免規定を設けている。



基本 姿勢	債権の管理及び私債権の徴収に関する条例で規定 ●法令等の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。
債権 管理 手法	●債権管理の強化（債権管理簿等の整備、債権管理者の設置、債権管理調整会議 等を条例施行規則で規定） ●広く県民への情報提供の充実（「債権処理計画」を条例施行規則で規定） 債権回収と債権整理のルールに基づき仕分けを行い、「債権処理計画」を策定し公表（目標設定、実績確定）

## 別紙 債権放棄を行った債権の県議会への報告について（案）

債権の管理及び私債権の徴収に関する条例案において、「私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない」と規定していますが、その運用については次のとおりお願いしたいと考えています。

### 1 債権放棄の時期

放棄の決定は毎年度末

### 2 議会への報告時期

9月定例会議会へ報告

（決算認定議案提出時と同時に報告）

- ※ 決算認定議案の提出日が異なるため、企業会計と一般・特別会計の2段階での報告となります。

（他県の事例）

#### （1）東京都

- ・9月議会（決算議案と同時に提出）

※ 東京都では、3月に債権放棄を決定し9月議会に報告しています。

### 3 報告の内容

① 債権の種類

② 債権の額

③ 放棄事由（条例案の条文毎に類型化したもの）

（他県の事例）

#### （1）東京都

- ・施行規則において、報告項目を「債権の種類」及び「債権の額」、「知事が必要と認める事項」とし、放棄決定の日を公表しています。

#### （2）岡山県

- ・施行規則において、報告項目を「債権の種類」及び「債権の額」としています。

## ○ 条例案の「債権の放棄」の規定

### (私債権の放棄)

第十四条 知事等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- 一 第十一条の規定による措置を採った私債権について、当該措置を採った日から三年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。）。
  - 二 債務者が死亡し、当該債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける債権（法第二百四十条第四項第一号に掲げる債権を含む。）及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- 2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていないものに限る。）について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。
- 一 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。
  - 二 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
  - 三 債務者の所在及び差し押さえることができる財産が共に不明であるとき。

### (報告)

第十五条 知事は、前条の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(参考)

## 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則の制定について

三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定に伴い、施行に関し必要な事項を定めるため施行規則の制定を予定しています。

### <施行規則の概要>

#### 1 債権の管理の体制の整備方法

##### (1) 趣旨 (第1条)

- ・条例の施行に関し必要な事項を定めます。

##### (2) 定義 (第2条)

- ・部局、部局長、財務主管課長、債権管理者を規定

※債権管理者：知事又は知事の債権の管理に関する事務の権限の委任を受けた者とします。

##### (3) 債権の管理に関する事務の調整 (第3条)

- ・総務部長は債権の管理に関する事務について必要な調整を行います。

##### (4) 部局長の役割 (第4条)

- ・部局内の債権の管理に関する事務に対して、次の事項を処理します。

ア 債権の状況を把握

イ 債権の管理に関する事務の処理を推進

ウ 債権の管理に関する事務について必要な指導及び調整

##### (5) 債権管理簿の整備等 (第5条)

- ・債権管理簿の整備及び自己検査を規定します。

#### 2 私債権の徴収手続等

##### (1) 督促 (第6条)

- ・履行期限後 20 日以内、書面を発する日から 10 日を経過した日を指定期限とします (他の規則において別の定めがあるものを除く。)

##### (2) 履行期限の繰上げ (第7条)

- ・履行期限の繰上げの要件を規定します。

##### (3) 徴収停止 (第8条)

- ・徴収停止の措置を維持することが不適当なときは直ちに措置を取りやめます。



- (4) 履行期限の特約等 (第9～11条)
  - ・ 特約等を行う際の手続等を規定します。
- (5) 履行延期の特約等の条件 (第12～13条)
  - ・ 特約等を行う場合に付する条件及び延納利息を規定します。
- (6) 私債権の放棄 (第14条)
  - ・ 債権を放棄する場合は、総務部長への協議を行います。

### 3 報告等

- (1) 議会への報告 (第15条)
  - ・ 放棄を行った私債権の種類、額、放棄事由その他知事が必要と認める事項を報告します。
- (2) 未納となっている債権の状況 (第16条)
  - ・ 部局長は債権処理計画を策定・公表します。

### 4 その他 (附則関係)

施行期日は平成26年4月1日とします。  
その他経過措置を設けます。



## 議案第41号

### 三重県税外収入通則条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定等に鑑み、規定を整備するものです。

#### 2 主な改正内容

##### (1) 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例との整合を図るための改正

公債権に係る徴収手続の規定を追加し、条例の題名を「三重県公債権の徴収に関する条例」に変更します。

##### (2) 三重県県税条例の規定内容に準じた改正

公債権の延滞金の割合等を三重県県税条例の規定内容に準じ改正します。

###### ①延滞金の割合

(現行) 14.5% → (改正案) 14.6%

###### ②納期限からの一定期間(③の期間)における延滞金の割合

(現行) 7.25% → (改正案) 7.3%

###### ③延滞金の割合を軽減する期間

(現行) 督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間

(改正案) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

###### ④延滞金の不徴収等の金額

	延滞金計算の基礎となる 債権金額	延滞金の確定金額	
		不徴収	端数切捨
現行	100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。	10円未満	10円未満
改正案	1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。	1,000円未満	100円未満

##### (3) その他規定を整備します。

#### 3 関係条例の改正

三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例について、所要の改正を行います。

#### 4 施行日

平成26年4月1日(ただし、延滞金に関する規定については、経過措置を設ける。)

(参考)

## 三重県公債権の徴収に関する条例施行規則の制定について

三重県公債権の徴収に関する条例の制定に伴い、施行に関し必要な事項を定めるため、施行規則の制定を予定しています。

### <施行規則の概要>

(1) 趣旨 (第1条)

- ・条例の施行に関し必要な事項を定めます。

(2) 督促 (第2条)

- ・納期限後 20 日以内、書面を発する日から 10 日を経過した日を指定期限とします  
(他の規則において別の定めがあるものを除く。)

(3) 納期限の繰上げ (第3条)

- ・納期限の繰上げの要件を規定します。

(4) 徴収停止 (第4条)

- ・徴収停止の措置を維持することが不適当なときは直ちに措置を取りやめます。

(5) 施行期日 (附則関係)

施行期日は平成 26 年 4 月 1 日とします。

議案第103号

平成25年度三重県一般会計補正予算（第8号）について  
（県税収入補正予算について）

平成25年度県税収入については、今回の補正予算において51億1,200万円を増額し、補正後の県税収入額は、2,151億9,700万円と見込んでいます。

主な要因は、県民税配当割が企業業績の回復による配当額の増により10億3,400万円の増収、県民税株式等譲渡所得割が株価の上昇に伴う取引の活発化による譲渡所得の増により29億2,200万円の増収、法人二税が法人の業績回復による増により4億5,600万円の増収、地方消費税が輸入額の増加による貨物割の増により6億7,700万円の増収になると見込んでいます。

なお、地方法人特別譲与税は全国の地方法人特別税収の増により13億8,400万円の増収になると見込んでいます。

（単位：百万円、％）

事項 税目	補正前 予算額 (A)	最終補正額 (B)	補正後 予算額 (A)+(B)=(C)	対補正 前比 (%) (C)/(A)	前年度 決算比 (%)	補正理由
個人県民税	63,818	3,956	67,774	106.2	106.1	
うち県民税配当割	994	1,034	2,028	204.0	201.2	企業業績の回復による配当額の増
うち県民税株式等譲渡所得割	248	2,922	3,170	1,278.2	1,276.4	株価の上昇に伴う取引の活発化による譲渡所得の増
法人県民税	9,382	75	9,457	100.8	100.1	法人の業績回復による増
県民税利子割	1,345	23	1,368	101.7	104.4	預貯金等に係る利子所得の増
法人事業税	34,909	381	35,290	101.1	114.7	法人の業績回復による増
地方消費税	37,684	677	38,361	101.8	101.8	輸入額の増加による貨物割の増
その他の税	62,947	0	62,947	100.0	95.7	
<b>県税計</b>	<b>210,085</b>	<b>5,112</b>	<b>215,197</b>	<b>102.4</b>	<b>103.1</b>	
地方法人特別譲与税	26,244	1,384	27,628	105.3	120.9	全国税収の増
<b>合計</b>	<b>236,329</b>	<b>6,496</b>	<b>242,825</b>	<b>102.7</b>	<b>104.8</b>	

法人二税	44,291	456	44,747	101.0	111.3	
法人二税 + 地方法人特別譲与税	70,535	1,840	72,375	102.6	114.8	



◎所管事項

1 平成 26 年度税制改正について

平成 26 年度税制改正の大綱に示された地方税関係の主な改正点等は次のとおりです。

1 個人所得課税（個人住民税）

(1) 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限額及びその上限額が適用される給与収入について、次のとおり引き下げられます(所得税における見直しが個人住民税に自動的に反映されます。)

	現行(平成 26～ 28 年度分)	平成 29 年度分の 個人住民税 ※1	平成 30 年度分以後 の個人住民税 ※2
上限額が適用され る給与収入	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
給与所得控除の 上限額	245 万円	230 万円	220 万円

※ 1 所得税については、平成 28 年分について適用。

※ 2 所得税については、平成 29 年分から適用。

2 地方法人課税

(1) 地方法人課税の偏在是正措置

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率（国・地方）8%段階において、法人住民税法人税割の一部が国税化され、その税収全額が地方交付税の原資とされます。

① 法人住民税法人税割の税率の改正

税率が以下のとおり引き下げられます。

	現 行	改正案	差
法人県民税	5.0% ( 6.0% )	3.2% ( 4.2% )	△1.8% ( △1.8% )
法人市町民税	12.3% ( 14.7% )	9.7% ( 12.1% )	△2.6% ( △2.6% )

※ ( ) は、制限税率で、超過分は変更なし。

※ 県民税、市町民税を合わせて、4.4% (1.8%+2.6%) の引下げ。

なお、本県では、三重県福祉基金、三重県中小企業振興基金、三重県体育スポーツ振興基金及び三重県環境保全基金の財源に充てるため、一定規模の法人に対して、0.8%の超過課税を実施しています（平成27年12月31日に終了する事業年度分まで）。今回の税制改正により三重県県税条例を改正する必要がありますが、その改正案では、超過課税分を合わせた税率は以下のとおりとする予定であり、超過分に変更はありません。

(三重県の法人税割の税率)

	現 行	改正案	差
法人県民税	5.8% ( 0.8% )	4.0% ( 0.8% )	△1.8% ( - )

※ ( ) は超過分で内数。

② 地方法人税の創設

法人税額を課税標準とする地方法人税（国税）が創設されます。税率は法人住民税法人税割の税率引下げ分に相当する4.4%となります。地方法人税の賦課徴収は国が行い、その税収全額は交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れられ、地方交付税の原資とされます。

③ 地方法人特別税の規模縮小

地方法人特別税については、概ね1/3の規模（全国ベースで約6,700億円）を縮小し、法人事業税に還元されます。

(例) 資本金1億円超の普通法人の法人事業税所得割の税率  
所得のうち年400万円以下の金額：2.2%（現行1.5%）

④ 適用時期

これらの改正は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(参考) 平成26年度与党税制改正大綱（消費税率10%段階）

地方法人課税の偏在是正については、「消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。」とされました。



### 3 車体課税

#### (1) 自動車取得税

##### ① 税率の引下げ

税率が以下のとおり引き下げられます（平成 26 年 4 月 1 日施行）。

区 分	現 行	改正案
自家用自動車（軽自動車を除く）	5 %	3 %
営業用自動車・軽自動車	3 %	2 %

##### ② エコカー減税の拡充

環境負荷の小さい自動車の税率等を軽減する特例措置、いわゆる「エコカー減税」について、環境性能に優れた自動車の軽減割合が拡充されます（平成 26 年 4 月 1 日施行）。

（例）乗用車

対 象 車	現 行	改正案
電気自動車等	非課税	非課税
平成 27 年度燃費基準 + 20 % 達成		
平成 27 年度燃費基準 + 10 % 達成	75 % 軽減	80 % 軽減
平成 27 年度燃費基準達成	50 % 軽減	60 % 軽減

（参考）平成 26 年度与党税制改正大綱（消費税率 10 % 段階）

「自動車取得税は、消費税率 10 % への引上げ時（平成 27 年 10 月予定）に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率 10 % 段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。」とされました。

#### (2) 自動車税

##### ① 自動車税のグリーン化の見直し

環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置、いわゆる「自動車税のグリーン化」について、軽課は、対象を重点化した上で強化され、重課は、新車新規登録から 13 年（ディーゼル車は 11 年）を経過した自動車の重課割合が税率の概ね 15 %（現行概ね 10 %。ただし、トラック及びバスは現行のまま据え置き。）とされます（別紙参照）。この措置は、平成 27 年度分、平成 28 年度分の自動車税に適用されます。

なお、自動車税の標準税率は、乗用車、トラック、バス等については法定されているものの、キャンピング車等の特種用途自動車については規定がなく、都道府県が条例において規定しています。本県においては、今回の法改正に鑑み、法に規定する税率との均衡を考慮した結果、これらの特種用途自動車について、法と同様の特例措置を適用したいと考えています。すなわち、軽課は対象を重点化した上で強化し、重課は重課割合を概ね15%（ただし、トラック又はバスに類似する自動車として、トラック又はバスの税率を適用するものは概ね10%に据え置き。）とするものです。

(参考) 平成26年度与党税制改正大綱（消費税率10%段階）

自動車税は、「消費税率10%段階において、平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。」とされました。

#### 4 その他

##### (1) 県税条例の改正について

地方税法等の改正により、次のとおり三重県県税条例の改正を予定しています。国会において、地方税法等の改正案が可決・成立した後、三重県県税条例の一部を改正する条例案（一部を除き平成26年4月1日施行）を3月会議に提出いたします。

##### <主な項目>

- ・法人県民税法人税割の税率の引下げ（平成26年10月1日施行）
- ・法人事業税の税率の引上げ（平成26年10月1日施行）
- ・不動産取得税の特例措置の延長等
- ・自動車取得税の税率の引下げ及び特例措置の改正
- ・自動車税の特例措置の改正
- ・地方独立行政法人が非課税となったことによる病院事業を行う地方独立行政法人の課税免除措置の廃止

# 自動車税におけるグリーン化特例の見直し（案）

【現 行】

取得期間：H24.4.1～H26.3.31  
 軽課年度：H25年度、H26年度（取得の翌年度分のみ）

対 象 車	内 容
電気自動車等	税率を概ね 50%軽減
H27年度燃費基準+20%達成	
H27年度燃費基準+10%達成	
H27年度燃費基準達成	税率を概ね 25%軽減

【見直し案】

取得期間：H26.4.1～H28.3.31  
 軽課年度：H27年度、H28年度（取得の翌年度分のみ）

対 象 車	内 容
電気自動車等（※）	税率を概ね 75%軽減
H27年度燃費基準+20%達成 （H32年度燃費基準達成）	
H27年度燃費基準+20%達成 （H32年度燃費基準未達成）	税率を概ね 50%軽減
H27年度燃費基準+10%達成	
H27年度燃費基準達成	廃止

※ クリーンディーゼル車を対象化

【軽課】

対象期間：H24.4.1～H26.3.31  
 重課年度：H25年度、H26年度  
 （対象車に該当することとなった翌年度から毎年度）

対 象 車	内 容
新車新規登録から11年を超えている ディーゼル車	税率より概ね 10%重課
新車新規登録から13年を超えている ガソリン車（又はLPG車）	

※ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除外。

対象期間：H26.4.1～H28.3.31  
 重課年度：H27年度、H28年度  
 （対象車に該当することとなった翌年度から毎年度）

対 象 車	内 容
新車新規登録から11年を超えている ディーゼル車	税率より概ね 15%重課
新車新規登録から13年を超えている ガソリン車（又はLPG車）	

※1 除外する自動車については現行どおり。  
 ※2 バス（一般乗合用を除く）及びトラック（被けん引車を除く）については、現行の重課割合（概ね10%重課）のまま据え置き。

【重課】